

建築基準法第43条第2項第2号の規定による長崎市許可基準

(目的)

第1条 この許可基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第2項第2号の規定による許可(以下「許可」という。)に係る基準を定め、公平かつ適正な許可の実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この許可基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主等 法第2条第1項第13号に規定する建築をし、又は敷地を造成するための擁壁を築造(積替も含む。)しようとする者及びその敷地の所有者をいう。
- (2) 設計者等 設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。
- (3) 広い空地 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)第10条の3第4項第1号に規定する広い空地に該当するもので、国、県、市その他これらに準ずる公的機関が管理する公園、広場その他これらに類する空地をいう。
- (4) 道 規則第10条の3第4項第2号に規定する道に該当するもので、農道、林道、臨港道路、河川及び海岸の管理用の道をいう。
- (5) 特定通路 規則第10条の3第4項第3号に規定する通路に該当するものをいう。
- (6) 道路 法第42条に規定する道路をいう。

(許可基準)

第3条 許可基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 規則第10条の3第4項第1号の規定に適合し、かつ、次のアからオまでの全てに適合するもの
 - ア 広い空地进行を安定的かつ日常的に利用できるもの
 - イ 敷地が、広い空地进行に2メートル(長崎県建築基準条例(昭和46年長崎県条例第57号。以下「県条例」という。)第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上接するもの
 - ウ 広い空地进行が有効に道路に接するもの
 - エ 敷地と広い空地进行が接する部分に当該敷地と幅員4メートルの道路が接するものとみなして、法に規定する延焼のおそれのある部分、容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る制限の規定(以下「延焼のおそれのある部分等の規定」という。)に適合するもの
 - オ 広い空地进行の通行に係る使用について、当該広い空地进行の所有者又は管理者の承諾を得たもの
- (2) 規則第10条の3第4項第2号の規定に適合し、かつ、次のアからウまでの全てに適合するもの
 - ア 敷地が、道に2メートル(県条例第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上接するもの
 - イ 敷地が接する道を道路とみなして、延焼のおそれのある部分等の規定及び道路内の建築制限の規定に適合するもの
 - ウ 道の通行に係る使用及び接続について、当該道の所有者又は管理者の承諾を得たもの
- (3) 規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、かつ、次のアからウまでのいずれかに適合するもの
 - ア 次の(7)から(カ)までの全てに適合するもの
 - (7) 敷地が、一般の交通の用に供されている2戸以上の建ち並びがある特定通路に2メートル(県条例第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上接しているもの

- (イ) 当該特定通路の中心線から敷地側へ水平距離2メートル(当該特定通路が河川等に沿う場合は、河川等と特定通路の境界線から水平距離4メートル)の部分をつなぐ敷地内の線(以下「許可空地後退線」という。)が2メートル(県条例第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上であるもの
 - (ウ) 特定通路と敷地の境界線と許可空地後退線で囲まれた部分の空地(以下「許可空地」という。)を将来にわたり確保できるもの
 - (エ) 許可空地後退線から特定通路側に幅員4メートルの道路があるものとみなして、延焼のおそれのある部分等の規定及び道路内の建築制限の規定に適合するもの。ただし、許可空地の部分は敷地面積に算入しない。
 - (オ) 耐久性のある杭等を2箇所以上に取り付け、許可空地後退線を明確にしたもの
 - (カ) 建築主等及び設計者等が(ウ)から(オ)までの事項について誓約書(別記様式)を提出するもの
- イ 道路と敷地との間にある河川等に橋梁等がある場合で、当該橋梁等の幅員が2メートル(県条例第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上のもので河川等の所有者又は管理者の占有許可等を得たもの
- ウ 道路と一体となっている特定通路のうち、幅員4メートル以上の特定通路で、次の(7)及び(イ)に適合するもの又は幅員が1.8メートル以上4メートル未満の特定通路で、次の(7)及び(ウ)から(キ)までの全てに適合するもの
- (7) 敷地が、一般の交通の用に供されている2戸以上の建ち並びがある特定通路に2メートル(県条例第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上接しているもの
 - (イ) 敷地が接する特定通路を道路とみなして、延焼のおそれのある部分等の規定及び道路内の建築制限の規定に適合するもの
 - (ウ) 許可空地後退線が2メートル(県条例第21条から第24条までの規定の適用があるものについては、当該幅員)以上であるもの
 - (エ) 許可空地を将来にわたり確保できるもの
 - (オ) 許可空地後退線から特定通路側に幅員4メートルの道路があるものとみなして、延焼のおそれのある部分等の規定及び道路内の建築制限の規定に適合するもの。ただし、許可空地の部分は敷地面積に算入しない。
 - (カ) 耐久性のある杭等を2箇所以上に取り付け、許可空地後退線を明確にしたもの
 - (キ) 建築主等及び設計者等が(エ)から(カ)までの事項について誓約書(別記様式)を提出するもの
- (4) その他法第43条第1項に適合することにより確保される市街地の環境と同等の水準が確保されると認められるもの

附 則

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の建築基準法第43条第2項第2号の規定による長崎市許可基準に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）長 崎 市 長

建 築 主(署名) 住所
氏名

設 計 者(署名) 住所
氏名

工 事 監 理 者(署名) 住所
氏名

工 事 施 工 者(署名) 住所
氏名

このたび、長崎市_____に建築基準法第43条第2
項第2号の規定による許可を申請するにあたり、長崎市許可基準第3条第3号
アまたはウに規定する許可空地に係る事項を厳守し、履行することを誓約しま
す。